

第9章 自然環境・生物多様性

第1節 環境の状況

1 地勢【自然環境課】

本県は、日本のほぼ中央、太平洋側に位置し、県土面積は5,173 km²で東西106 km、南北94 kmにわたっています。

本県の西部から南部にかけての一带は平坦で、木曾・庄内の両川が濃尾平野、矢作川が岡崎平野、豊川が豊橋平野を形成し、豊橋平野からは渥美半島が伸びています。濃尾平野の東側は尾張丘陵となり、南に伸びて知多半島を形成しています。

北部から北東部にかけては長野県から木曾山脈が南に伸びて三河高原を形成し、標高1,000 mを

超える山々もあります。

海岸線は渥美・知多の両半島と伊勢・三河湾の両湾による入り組んだ地形となっており、その延長は約598 kmに及んでいます。

このうち、自然海岸は約37 km (全体の6%)、半自然海岸が約124 km (同21%)、人工海岸が約426 km (同71%)、河口部が約11 km (同2%)となっています。自然環境保全基礎調査の結果、この海岸線の浅海域には約2,062 haの藻場と約859 haの干潟が確認されています。なお、本県の海域ではサンゴ礁は確認されていません。

【用語】

自然環境保全基礎調査：自然環境保全法に基づいて環境省が行っている。陸域、陸水域、海域の各々の領域について、1973年から2012年にかけて7回にわたって実施され、現在も継続して調査が行われている。

県では、この調査や県独自の自然環境保全調査の結果等を基に、本県の自然環境の現状把握に努めている。

自然海岸：海岸（汀線）に工作物が存在しない海岸。

半自然海岸：潮間帯（高潮海岸線と低潮海岸線の間）には工作物がないが、後背海岸（潮間帯の背後にあり、波の影響を直接受ける陸地）には工作物が存在する海岸。

人工海岸：潮間帯に工作物が設置されている海岸。

干潟：干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系のひとつであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしている。

藻場：海藻・海草の群落を中心とする浅海域生態系のひとつであり、海洋動物の産卵場や餌場となるなど重要な役割を果たしている。

2 植物【自然環境課】

本県の気候は、太平洋を流れる黒潮の影響により一般に温暖で、夏期多雨、冬期小雨型となっています。このため、気候区分については、奥三河山地の一部が温帯に属するほかは、大部分が暖帯に属しています。

植生は潜在的にはほとんどが照葉樹林帯に属しますが、平野部では古くから宅地、農地等としての土地利用が進んできたため、シイ・タブを中心とした照葉樹林の自然植生は社寺林などにわずかに残っているにすぎません。

丘陵から山地部の多くはスギ及びヒノキを中心とした人工林となっていますが、都市近郊の丘陵

部を中心にコナラ、アベマキ等を主体とする二次的植生の森林（二次林）も広く見られ、いわゆる里山を形成しています。

植物種については、気候条件や地形・地質など本県の多様な自然環境を反映し、シデコブシ、シラタマホシクサ等、「東海丘陵要素」と呼ばれる東海地方固有の種も多く見られ、野生状態で生育する植物全体では4,490種（維管束植物3,870種及びコケ植物620種。移入種等を含む。）が確認されています。

これまでの自然環境保全基礎調査によると、人為の影響を受けた森林（二次林）は県土面積の1割強、人為的に成立した森林（植林地）は3割強

となっており、人為の影響が少ない植生自然度の高い自然草原、自然林及び自然林に近い二次林はわずか2%と非常に少ない状況です。

また、一定範囲に生育し、相互に関連し合う植物のまとまりである植物群落については、環境省の特定植物群落として県内の98か所が選定されています。これらの大部分は天然記念物、自然環境保全地域、自然公園区域等の地域に含まれており、保護もされていますが、保護規制のない一部の特定植物群落については、今後、対策の検討が必要です。

3 動物【自然環境課】

本県は地形・地質や植物との関連から、希少な動物の生息も少なくありません。

哺乳類（海生哺乳類を含む）は、県北東部の山地を中心に73種（移入種等を含む。以下同じ）の生息が確認されています。近年の開発などにより、これら哺乳類の生息数はニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の一部の種を除いて減少しつつあり、生息区域も次第に三河山間部へ狭められるなどの退行現象が見られます。

鳥類は426種が記録されています。本県には、南方系・北方系両方の鳥の分布が見られ、特に庄内川、新川及び日光川の河口部に広がる藤前干潟、汐川河口部の汐川干潟などの国内でも屈指の規模の干潟は、ダイゼン、ハマシギ等多くのシギ・チドリ類の越冬地やアオアシシギ、キアシシギ等の渡りの中継地となっています。また、木曾川、矢

作川、豊川の河口付近などはスズガモ、オナガガモなどのカモ類を中心とした水鳥の大規模な越冬地になっているほか、渥美半島、知多半島及び木曾川の川筋等は国内でも主要な渡りのルートに数えられています。さらに、伊良湖岬はサシバの渡りの中継地として知られています。

2023年1月の全国一斉ガン・カモ類生息調査では、県内全域でカモ類4万2,436羽が観察されました。これは全国で観察された158万5,100羽の2.7%を占め、全国第23位の飛来数でした。

このような鳥相を示す本県ですが、その重要な生息地である干潟、自然海岸等の消失により、渡り鳥をはじめとする鳥類の生息状況への影響が懸念されています。

一方、爬虫類は16種、両生類は22種の生息が確認されていますが、哺乳類・鳥類と同様にその生息地は次第に狭くなってきています。とりわけ、良好な水環境にしか生息しないサンショウウオ類や、自然砂浜海岸でしか産卵できないアカウミガメの保全が課題となっています。

本県では、このほか、汽水・淡水産魚類198種、昆虫類10,443種、クモ類590種、陸・淡水産貝類約190種及び内湾産貝類約500種の生息が確認されています。

※維管束植物の種数については、「グリーンデータブックあいち2017 維管束植物編」（2017年12月）、その他の動植物の種数については、「レッドリストあいち2020」（2020年3月発表）による。

【用語】

植生自然度：人為が加えられている程度に応じて、植生を10段階に区分したもの。

二次林：伐採後再生した森林など過去に伐採等の人手が加えられ、その影響を受けている森林又は、現在も下草刈りなど継続的に人手が加えられていることにより成立している森林。

里山：林学的には農用林を意味しており、農家の裏山の丘陵や低山地帯に広がる薪炭生産、堆肥や木炭の生産、木材生産など農業を営むのに必要な樹林や奥山に対して、農地に続く樹林や容易に利用できる樹林地帯などを指す。この里山は、1950年代の燃料革命、あるいは土地所有者の高齢化等により利用されなくなり、放置又は開発の対象となりやすくなっている。近年、希少種を含む多様な生物の生息生育空間として、また、身近な自然環境の一つとして、その適正な保全、利用が課題になっている。

第2節 自然環境保全に関する施策

1 自然公園の保護と利用【自然環境課】

(1) 自然公園の指定状況

本県は、海岸、島しょ、山地、河川等の優れた自

然の風景地に恵まれています。これらを保護し、末永く後世に引き継ぐとともに、誰もが野外レクリエーションを楽しみ、動植物や地質などの自然

を学ぶことができるように指定された地域が自然公園です。

自然公園は、土地の管理権の有無を問わずに環境大臣又は県知事が指定することができ、一定の公用制限のもとで風景の保護を図るという「地域制」の公園です。地域内では林業や農業が営まれ、自然公園であると同時に産業の場、生活の場ともなっています。

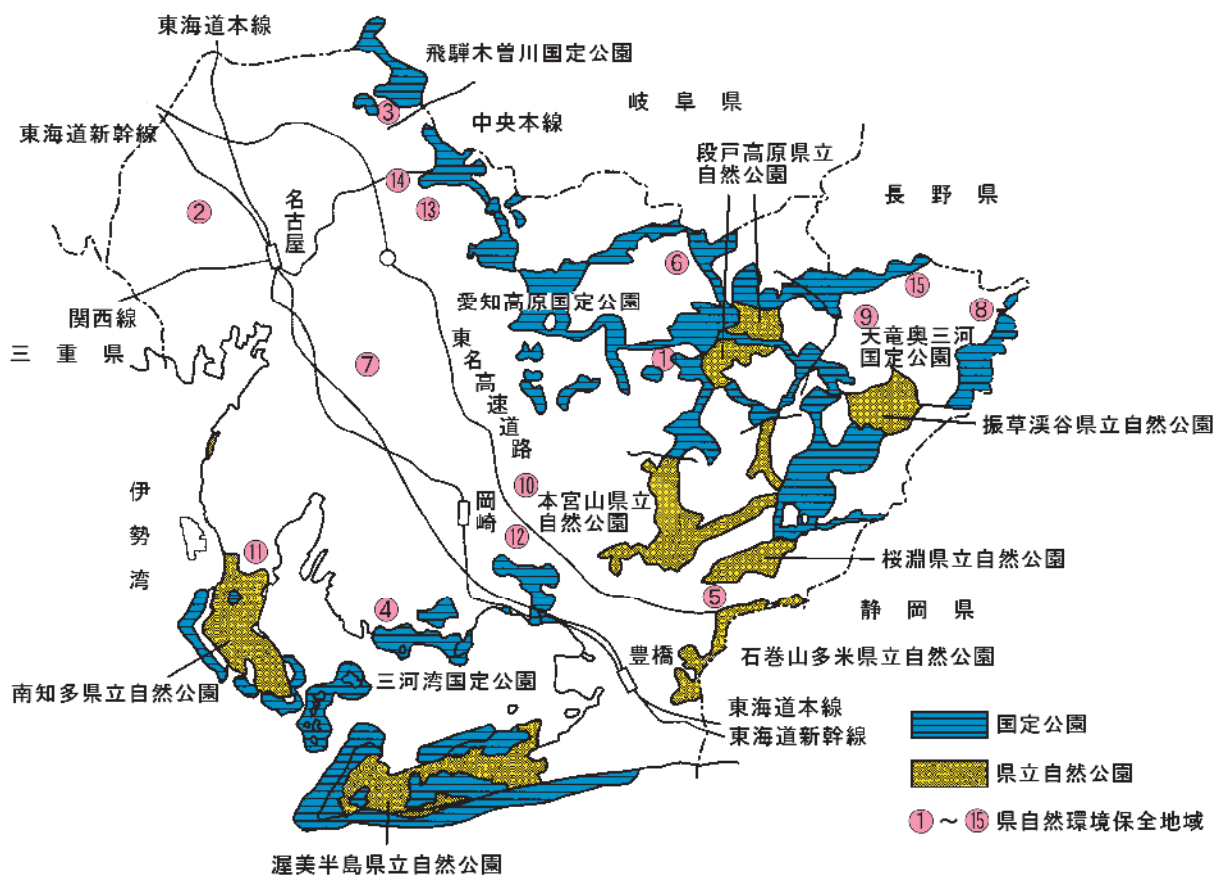
本県では、自然公園法に基づく4つの国定公園と愛知県立自然公園条例に基づく7つの県立自然

公園が指定されています。(図9-2-1)

本県の自然公園の陸域総面積は、2023年4月現在88,881haで、県土面積の17.2%を占めており、これは全国平均の14.8%を上回っています。

これらの自然公園は、公園ごとに定められた公園計画により管理されています。さらに、土地利用状況の推移等を踏まえて区域及び公園計画について順次見直しを行っており、自然公園の保護及び利用の適正化を図っています。

図9-2-1 愛知県内の自然公園・自然環境保全地域の指定状況



県自然環境保全地域

- ①田之土里湿原②蓮華寺寺叢③小牧大山④青鳥山⑤吉祥山⑥伊熊神社社叢
- ⑦小堤西池⑧大沼⑨白鳥山⑩茅原沢⑪耆町田湿地⑫山中八幡宮⑬海上の森
- ⑭東谷山⑮砦山

(注) 2023年4月現在

(資料) 環境局作成

(2) 自然公園の管理

ア 風致景観保護のための行為規制

自然公園の優れた風景地を保護するため、公園計画に基づき区域内に特別地域及び特別保護地区(県立自然公園は特別地域のみ)を指定し、地域内の風致や景観を損なう現状変更行為等を規制(許可制)しています。その他の区域については、

普通地域として、公園の風景に支障を及ぼすおそれのある一定規模以上の行為を規制(届出制)しています。2022年度の公園内における自然公園法又は愛知県立自然公園条例による行為許可、届出の処理件数は計576件(前年度674件)であり、前年度から減少しています。

また、開発面積が、特別地域においては1ha以

上、普通地域においては10ha以上になる大規模な開発行為については、学識者による自然環境の実態やそれに及ぼす影響等の事前調査を事業主体の責任において実施させ、自然公園の保護を図っています。

イ 自然公園施設の整備

自然公園資源を生かし、自然と親しむことで、人々の保健や休養に資するとともに自然保護に対する認識を深めることを目的として、県は、2つの自然公園施設（茶臼山公園施設、伊良湖休暇村公園施設）や総延長211km（県内）の東海自然歩道を設置しています。

県はこれらの施設について、標識、便所、休憩所などの整備・修繕を順次進めています。

2013年度から2017年度までの5年間で再整備を行った伊良湖休暇村公園施設内の「いらごさらパーク」では、パーク内の自然環境の魅力発信のため、2018年度から自然観察会等を実施しています。このなかでは、過去の東三河自然再生事業で育成した人材等を「自然観察サポーター」に位置付け、観察会をリードしていただいています。

なお、東海自然歩道については、清掃や除草等の維持管理を地元市町に委託しています。

2 自然環境保全地域の保全

（1）自然環境保全地域の指定及び現況【自然環境課】

優れた自然環境を維持し、未来に引き継ぐためには、開発の影響を受ける前に保全を図ることが重要です。このため、本県では、**自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例**（以下、本節において「自然環境保全条例」という。）に基づき、優れた自然環境を有する15の地域を自然環境保全地域に指定し、その保全に努めています。

（2）自然環境保全地域の維持管理【自然環境課】

自然環境保全地域を適切に維持するには、生態学的な見地に基づいた維持管理を実施しなければなりません。このため、県では次のような方策により、その保全に努めています。

ア 保全事業等の実施

良好な自然環境の保全に必要な巡視歩道の補修、除草等の維持管理を実施しています。

イ 監察の実施

県、地域環境保全委員が、地元市町村の協力を得ながら監察、巡視等を行い、環境破壊を防止しています。

ウ 追跡調査の実施

動植物及び地形・地質の学識者で構成する**愛知県環境審議会専門調査員**による追跡調査（現地確認調査）を定期的実施し、生態学的見地から環境の変化をチェックしています。

（2022年度追跡調査地域）

田之土里湿原（豊田市）、蓮華寺寺叢（あま市）、青鳥山（西尾市）、海上の森（瀬戸市）

（3）希少種保護のための種と保護区の指定【自然環境課】

本県では、**自然環境保全条例**に基づき、絶滅のおそれのある種の中でも特に保護の必要がある種18種（2022年度末現在）を指定希少野生動植物種に指定し、捕獲や採取等を規制しています。

また、その中で特に生息・生育地の保護を必要とする種については、生息地等保護区を指定し、環境改変行為や立ち入り等の規制をしています

（表9-2-1）。引き続き、周知や監視等を行い、希少野生動植物の保護を図っていきます。

表 9-2-1 条例に基づく指定希少野生動植物種・生息地等保護区

指定希少野生動植物種

(2010年3月30日指定、※1 2015年2月20日指定、
※2 2016年3月4日指定、※3 2018年3月6日指定)

鳥類	コノハズク
は 爬虫類	アカウミガメ
両生類	アカハライモリ 渥美種※2
	ナガレタゴガエル
	ミカワサンショウウオ※3
淡水魚類	ウシモツゴ
昆虫類	ヒメヒカゲ
クモ類	ミカワホラヒメグモ
貝類	オモイガケナマイマイ
維管束植物	キンセイラン※1
	ヤチヤナギ※2
	ハギクソウ
	ナガバノイシモチソウ
	シロバナナガバノイシモチソウ
	エンシュウツリフネ※1
	ナガボナツハゼ
	ウラジロギボウシ※3
	イワナシ※3

生息地等保護区

(2012年3月16日指定、※4 2016年3月4日指定)

名称	区分
田原市伊良湖町ハギクソウ生育地保護区	管理地区
田原市小中山町ハギクソウ生育地保護区	管理地区
キンセイラン生育地保護区※4	管理地区
エンシュウツリフネ生育地保護区※4	管理地区



ミカワサンショウウオ



エンシュウツリフネ

(4) レッドリストの作成【自然環境課、環境調査センター】

県内において絶滅のおそれがある野生動植物の生息・生育環境を把握・整理し、これらの種の適正な保全施策を推進するため、本県では、2015年1月に作成した「レッドリストあいち 2015」の掲載種について最新の知見に基づいて見直し、2020年3月に「レッドデータブックあいち 2020」及び「レッドリストあいち 2020」を作成しました。

(5) 移入種対策【自然環境課】

人為的に海外から持ち込まれた外来生物の一部は、在来種を圧迫し、また在来種と交雑することで、生態系をかく乱したり、人の身体及び農林水産業に影響を及ぼしたりすることから、これを防ぐために、2005年6月に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)

が施行されました。

県ではこの法律の規制内容や被害の予防方策の周知と啓発に努めるとともに、特定外来生物の生息状況等の把握に努めています。

このなかでも特にヒアリは、定着すると生態系に著しい被害を生じ、人の身体にも大きな影響を与えるおそれがあることから、本県は国と連携し、名古屋港等で調査・防除を実施するとともに、県民に対する注意喚起や相談窓口の設置等を行っています。なお、このアリは、2017年6月に県内で初めて名古屋港で発見されて以降、これまでに15事例が確認されています(2023年3月末現在)。



ヒアリ
(体長約 2.5~6mm)

また、県では、自然環境保全条例により、人為的に移入された動植物種のうち地域の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのあるものを公表しています。2012年までに、29種を移入種として決定し、公表しましたが、その決定・公表後に外来生物法に基づく特定外来生物に指定された3種と

DNA解析により在来種であることが判明した1種を除外したため、現在の条例公表種は25種となっています(表9-2-2)。

今後も県内の移入種の情報収集と被害予防方策の周知や啓発等を行い、地域における防除の取組を進めていきます。

表9-2-2 生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種(条例公表種)(2023年6月1日現在)

哺乳類	ハクビシン	維管束植物	スイレン属 (ヒツジグサを除く。) ※3
鳥類	コブハクチョウ		ハゴロモモ
は 爬虫類	ワニガメ		ハビコリハコベ (園芸名: グロソステイグマ) ※4
淡水魚類	オヤニラミ		ナガバオモダカ
	カラドジョウ		キショウブ
	ナイルティラピア		トウネズミモチ
貝類	チチュウカイミドリガニ		ボンボンアザミ
	タテジマフジツボ種群 (タテジマフジツボ、アメリカフジツボ、ヨーロッパフジツボ) ※1		ノハカタカラクサ
甲殻類	スクミリンゴガイ		モウソウチク
	ホンビノスガイ		アツバキミガヨラン
	サキグロタマツメタ	ウチワサボテン属	
昆虫類	クワガタムシ科 (県内在来種・亜種等を除く。) ※2		
	タイワンタケクマバチ		
	ホソオチョウ		

※1 これら3種は分類上近縁で形態的にもよく似ていることから、タテジマフジツボ種群としてまとめて取り扱う。

※2 県内在来の種または亜種(ミヤマツヤハダクワガタ、マダラクワガタ、チビクワガタ、ルリクワガタ、トウカイコルリクワガタ、ミヤマクワガタ、オニクワガタ、ノコギリクワガタ、ヒメオオクワガタ、アカアシクワガタ、コクワガタ、スジクワガタ、ヒラタクワガタ、オオクワガタ、ネプトクワガタ)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律における特定外来生物(マルバネクワガタ属10種)を除く。

※3 スイレン属のうち、ヒツジグサは県内在来種であり、移入種ではない。

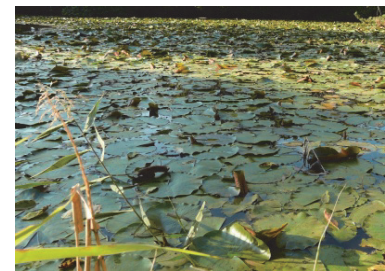
※4 これまで和名が付けられていなかったため、園芸名についても表記した。



ワニガメ



スクミリンゴガイ
(ジャンボタニシ)



スイレン属

外来生物であるアカミミガメやアメリカザリガニは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）制定当初から生態系等への悪影響の大きさが指摘されていたものの、すでに多くの個体が一般家庭で飼育されていたことから、飼育が禁止されると、それら個体が一斉に野外に放出される懸念があるとして、これまで、特定外来生物への指定は見送られてきました。

こうした問題に対応するため、2022年5月の法改正で、特定外来生物への指定の際に種ごとに条件を付け、規制の一部を適用除外とすることが可能とされました。このような種を「条件付特定外来生物」と呼んでいます。



アカミミガメ



アメリカザリガニ

(出典：環境省 Web ページ (<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/jokentsuki.html>))

2023年6月1日付けで条件付特定外来生物に指定されたアカミミガメ、アメリカザリガニについては、輸入や野外への放出は通常の特特定外来生物と同様、原則として禁止されています。一方、飼養や運搬・保管、譲受け・譲渡し等については、販売・頒布（広く配ること）を目的とするものは禁止されていますが、それ以外は規制の対象外となります。例えば、ザリガニ釣りで釣った個体を生きたまま持ち帰らせることは、有料であれば「販売」、無料であれば「頒布」に該当するためいづれも禁止されています。なお、飼養等を業として行う場合（動物園・水族館、学校、研究機関等）には、別途定められた方法を遵守しなければなりません。

一方、家庭でペットとして飼育することは規制されていないため、手続きなく行うことができます。さらに捕まえた場所ですぐに放すこと（キャッチ・アンド・リリース）は規制の対象外ですが、一度家に持ち帰ってしまうと、再び元いた場所に放すことは「放出」とみなされ、罰則の対象となる可能性があります。したがって、適切に処分する、飼育する、他に飼育可能な人に譲渡する、のいずれかとしなければなりません。野外でアカミミガメやアメリカザリガニを見つけた場合は、拡散防止の観点からも、不用意に捕まえたり、運搬したりしないようにしてください。

また、現在、ペットとしてアカミミガメやアメリカザリガニを飼育されている方は、最後まで責任をもって飼育しましょう。

3 野生鳥獣の保護管理

(1) 鳥獣保護管理事業【自然環境課】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、鳥類、哺乳類に属する野生動物の捕獲は原則として禁止され、その保護が図られています。

鳥獣の保護管理を推進するため、県は、国の基本指針に即して「第13次鳥獣保護管理事業計画」（計画期間：2022年4月1日から2027年3月31日まで）を策定し、鳥獣保護区等の指定、鳥獣捕獲許可の許可基準、第二種特定鳥獣管理計画の作成等について定めています（表9-2-3）。なお、2022

年度末現在の鳥獣保護区等の指定状況は表9-2-4のとおりです。

鳥獣保護管理事業を円滑に進めるため、52名を鳥獣保護管理員に委嘱し、県内各地で鳥獣保護区、休猟区などの管理、狩猟者の指導取締り、鳥獣保護及び管理に関する普及啓発、鳥獣関係の諸調査等を行っています。また、傷病鳥獣の保護に関する指導相談委託業務として80名の指導獣医が保護指導に当たっています（表9-2-5）。なお、傷病鳥の保護については、弥富野鳥園でも実施しており、後述の(3)に記載しています。

表9-2-3 第13次鳥獣保護管理事業計画の主な計画内容

項目	計画内容
鳥獣保護管理事業計画の現状と課題	本県では、減少している種がある一方で、生物多様性の確保や生活環境の保全に重大な影響を及ぼしている種もあり、総合的な保護と管理が必要となっている。 また、鳥獣被害の防止の担い手となる狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保を図ることが急務となっている。 本県の鳥獣保護管理事業は、種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害防止を基本に実施する。
鳥獣保護区の指定	狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するために指定し、地域の実情を踏まえて、地域の生物多様性の保全に資する観点から偏りのない配置に努める。
狩猟鳥獣	ツキノワグマは狩猟対象獣であるが、本県の希少獣のため、狩猟者に対し狩猟の自粛を依頼。
保護の必要性が高い種に係る捕獲許可の考え方	オオタカは、原則捕獲を認めないが、被害防除対策を講じても被害が顕著で被害を与える個体が特定されている場合、捕獲を認める。
捕獲許可	許可対象者 有害鳥獣捕獲・個体数調整について、JA等の法人による申請で複数人の従事者による場合は、狩猟免許を取得していない者も捕獲の補助に携わることを可能とする。
空気銃による捕獲対象	有害鳥獣捕獲・個体数調整において、空気銃による大型獣類を除く鳥獣の捕獲を認める。ただし、大型獣類については、取り逃がす危険性が少ない状況においての使用を認める。
捕獲実施時の留意事項	ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれがある場合は、脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなを使用する。錯誤捕獲に対して安全な放獣ができるよう、放獣体制の整備に努める。
愛玩飼養のための捕獲許可	愛玩飼養目的での捕獲を禁止する。
狩猟者の減少抑制	狩猟者確保のため、狩猟免許試験を年2回実施（うち1回は休日実施）とする。
その他	環境学習の推進や傷病鳥獣の取扱い、感染症への対応などについて記載。

表9-2-4 鳥獣保護区等指定状況(2022年度末現在)

区分	箇所	面積(ha)
鳥獣保護区	67 【1】	19,496 【770】
鳥獣保護区 特別保護地区	4 【1】	439 【323】
休猟区	0	0
特定猟具使用禁止区域(銃・わな)	136	224,053
指定猟法禁止区域(鉛製散弾)	1	7,275

(注) 【 】は国指定で外数

(資料) 環境局調べ

表9-2-5 野生傷病鳥獣の指導獣医による保護指導実績(2022年度)

放鳥獣	死亡	その他	合計
50 (18種)	31 (17種)	11 (6種)	92 (27種)

(注) 1 「その他」の例：保護飼養中、他施設移送など
2 種数には重複があるため、合計とは一致しない
(資料) 環境局調べ

さらに、鳥獣を始めとした野生生物の保護思想の普及啓発を図るため「野生生物保護実績発表大会」を毎年開催しています。2022年度は、参加した12団体の中から、野生生物を知り、親しみ、守る優れた活動を行った岡崎市立美合小学校、豊田市立上鷹見小学校、愛知県立佐屋高等学校の3校に知事賞を授与しました。

(2) 鳥獣害対策

ア 農林水産業等の被害防止【自然環境課、野生イノシシ対策室】

近年、ドバト、カラス等のフンや鳴き声による生活環境の被害、イノシシ等による農作物等への被害が発生しています。2022年度の鳥獣による農作物被害は4億8,118万円で、内訳は鳥害が2億

5,583万円、獣害が2億2,535万円となっています。

こうした被害への対策として、一般的には、侵入防止柵の設置、追払い、餌となる物の除去等の防除対策、捕獲許可を得た上での箱わな等による捕獲などが行われています。

県では、これに加えて、中山間地域の農林業等に深刻な被害を与えているニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カモシカの4種について、適正な保護管理を実施するための「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し対策を推進しています(表9-2-6)。

表9-2-6 第二種特定鳥獣管理計画の概要

項目	ニホンジカ	イノシシ	ニホンザル	カモシカ
対象区域の考え方	分布域及び農林業被害の状況等を踏まえ選定	分布域及び農業被害の状況等を踏まえ選定	群れ等の分布域及び農業被害の状況等を踏まえ選定	分布域を踏まえ選定
対象区域	名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、蒲郡市、犬山市、小牧市、新城市、尾張旭市、日進市、長久手市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村の18市町村	県内全域(54市町村)	豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の10市町村	名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、犬山市、小牧市、新城市、尾張旭市、日進市、みよし市、長久手市、設楽町、東栄町、豊根村の17市町村
対象区域の区域分け	類型Ⅰ：定着防止 類型Ⅱ：重点的な捕獲 類型Ⅲ～Ⅴ：重点的な捕獲、防除対策の徹底	予防エリア：侵入防止 管理エリア：重点的な捕獲、防除対策の徹底 根絶エリア：根絶		
管理目標	・生息数の減少(1万頭まで減少) ・生息密度の減少(5頭/k㎡以上のメッシュ数を3割減少) ・分布の拡大防止、縮減 ・農林業被害、生態系被害の未然防止又は減少	・生息数の減少 ・分布の拡大防止、縮減 ・農業被害の未然防止又は減少 ・豚熱による被害の防止	・群れの加害レベルの減少(農業被害の未然防止又は減少) ・分布の拡大防止、縮減	・農林業被害等の未然防止又は減少
捕獲目標頭数	6,000頭以上を目安に、毎年度、生息状況、農業被害等を踏まえ設定	毎年度、農業被害等を踏まえ設定(高い捕獲圧を継続)	加害群を対象とし、群れごとの捕獲目標を毎年度、農業被害等の状況を踏まえ設定	加害個体又はその可能性の高い個体を排除 毎年度、農林業被害の状況を踏まえ設定
特例休猟区の設定	対象区域内では休猟区はシカの狩猟が可能な特例休猟区に原則指定	対象区域内では休猟区はイノシシの狩猟が可能な特例休猟区に原則指定		
狩猟者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許試験を年2回実施する。 ・法人(JA等)による個体数調整については、狩猟免許を有しない者を捕獲に参加することを認め、狩猟者の負担軽減を図る。 ・増加しているわな免許取得者に対して研修を行い技術的な支援を行う。 			

さらに、農作物被害防止のため、捕獲檻の整備や侵入防止柵設置の支援、鳥獣被害対策実施隊設置の推進、農林水産業者等への啓発、指導等を実施しています。

また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、市町村は被害防止計画を作成し、必要に応じて鳥獣被害対策実施隊を設置するなど、主体的に被害防止

対策に取り組むことが可能となっています。2022年度末で、37市町村が被害防止計画を作成し、13市町村で鳥獣被害対策実施隊を設置しています。

引き続き、他の市町村における被害防止計画の作成と同計画に基づく総合的・効果的な取組を推進していきます。

イ 指定管理鳥獣捕獲等事業【自然環境課、野生イノシシ対策室】

全国的に野生鳥獣による農林業被害や生態系被害等が深刻になる中、**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**が改正され、2015年5月に施行されました。この改正により、指定管理鳥獣捕獲等事業が創設されました。

この事業は、指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシについて、広域的かつ集中的に管理する必要がある場合、都道府県が直接、この鳥獣を捕獲する事業です。

県は、近年増加する指定管理鳥獣の個体数を削減するため、2019年から毎年、ニホンジカ、イノシシを対象にした「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定し、事業を継続しています。なお、2022年度はニホンジカを229頭、イノシシを70頭捕獲しました。

(3) 弥富野鳥園の管理・運営【自然環境課】

弥富野鳥園は、野鳥の生息地の保全と野鳥保護に関する知識の普及を図ることを目的1975年に設置されたものであり、傷病鳥の保護、野鳥の観察等を通じた野鳥の保護思想の普及啓発とともに、園内の鳥類生息調査、鳥類標識調査の実施など保護管理から調査研究までの幅広い役割を担っています(表9-2-7)。

開園以来毎年多数の人に利用され、2022年度には55,279人が訪れました。4～5月の大型連休、愛鳥週間、夏休みなどには、野鳥保護思想の普及啓発事業として、探鳥会や野鳥写真展などの行事を実施しています。

表 9-2-7 弥富野鳥園の施設概要と事業内容

所在地	弥富市上野町 2-10
主な施設	野鳥保護地(樹林地、池等) 32.7ha 小公園(管理事務所、駐車場、芝地等) 2.9ha
主な事業内容	①施設管理 野鳥のための樹林地や池の管理、公園の草刈や管理 ほか ②普及啓発 本館での野鳥観察の指導、保護地内での探鳥会の開催など各種イベントの実施 ③鳥類の保護 傷ついた鳥の保護や野鳥の生息調査の実施
運営団体	(指定管理者) (公財) 愛知公園協会



探鳥会

また、傷病鳥の保護においては、回復したものは野生復帰させています(表9-2-8)。

なお、2003年頃から園内にカワウが多数生息するようになり、樹木の枯死や他の野生鳥類の生息環境への影響が危惧されています。このため、生息数や営巣数の調査を継続して実施するとともに、カワウと他の野鳥との共生を図ることを目的に防鳥ロープを張るなどの対策を実施しています。

表 9-2-8 弥富野鳥園における傷病鳥の保護実績(2022年度)

(単位:羽)

放鳥	死亡	その他	合計
1 (1種)	5 (5種)	4 (3種)	10 (9種)

(注) 「その他」の例: 保護飼養中、他施設移送など
(資料) 環境局調べ

4 緑化

(1) 緑化の推進【森林保全課】

森林や樹木などの緑は、人々に潤いと安らぎを与えると同時に、快適な生活環境を構成する要素として、また、私たちの多様な活動の基盤として、年々その重要性を増しています。

このため、県は1973年に制定した自然環境保全条例の趣旨を踏まえた「**あいちのみどり2025（愛知県緑化基本計画）**」を策定し、本県の緑化推進の基本的方向を示すと同時に、緑化の推進や緑の保全に関する県の各種計画に基づく様々な施策を体系的にとりまとめ、各局で連携して県土全体の緑化を総合的に推進しています。

ア 普及啓発【森林保全課】

緑化に対する意識の高揚を図るため、市町村や（公社）愛知県緑化推進委員会等の関係者と連携して、公共施設の緑化や緑化に関するイベント開催を支援しています。

また、あいち海上の森センターかいしよもりにおける体験学習等を通じ、次代を担う子どもたちが緑にふれあう機会を提供しています。



緑に親しむ体験

イ 工場緑化【産業立地通商課】

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、一定規模以上の工場等（特定工場）の新設・変更をしようとする場合の事前の届出を義務付けています。この法律の規定により、工場敷地面積の一定割合（20%以上）の緑地を整備することが定められています。

※地域準則条例により緑地面積率を独自に定める場合を除く。

ウ 道路の緑化【道路維持課】

道路の「みどり」は、歩道やその周辺に緑陰をつくり、道路利用者や沿道住民に快適な空間を提供するとともに、親しみと潤いのある道路環境を創出する上で大きな役割を果たしています。

2023年4月1日現在の道路の緑化延長は772kmで、これは道路延長4,622kmの16.7%に相当します。

エ 河川の緑化【河川課】

河川における豊かな生態系と自然景観の創出を図るため、県は、1997年度から、治水上支障のない河川沿いに地域の人々が参加して植樹する「**水辺の緑の回廊整備事業**」を行っています。

また、河川の改修に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境並びに多様な河川風景を保全あるいは創出する「**多自然川づくり**」を進めています。

オ 港湾の緑化【港湾課】

人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成し港湾における快適な環境の創出を図るため、県は、臨海部の特性を生かした緑地の整備を行うなど港湾空間の緑化を進めています。

(2) 都市緑化の推進【公園緑地課】

我が国は、1950年代以後の急速な経済発展に伴い、産業と人口の急激な都市集中が進み、市街地の過密化や郊外の無秩序な開発が進みました。その結果、都市の緑が減少し身近な自然が失われました。現在でも、依然として都市の緑は、減少しつつあります。都市における緑は、環境保全、防災・減災、生物多様性の確保、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を持っています。また、緑は、人々の五感に働きかけ、ストレス軽減や癒やしの効果など心理面に作用する機能があることも知られており、私たちの生活と深く関わり、欠くことの出来ないものです。都市における生活環境を豊かなものにするためには、緑の効用を再認識し、今ある緑を守り、できるだけ緑を確保するように努めることが重要です。また、緑の「量」の確保とともに、緑の効用を十分に発揮するため

に、緑の「質」を高めていく取組が求められています。

県は、市町村の「緑の基本計画」の指針となる「愛知県広域緑地計画」を社会情勢の変化や現代の課題に対応するために改訂を行い、2019年3月に公表しました。また、2009年度からは「あいち森と緑づくり事業」を実施し市町村が行う緑地の保全・公共施設の緑化及び民有地緑化などに支援を行って、緑豊かなまちづくりを推進しています。

ア 都市公園・緑地の整備

2022年3月末現在の県民一人当たり都市公園

等面積は7.99㎡であり、2022年度は、大高緑地、小幡緑地、尾張広域緑道、東三河ふるさと公園、愛・地球博記念公園、油ヶ淵水辺公園、牧野ヶ池緑地の県営7公園の整備を進めたほか、市町村所管の公園においても整備が進められ、県内の市町村営公園数が52か所増加しました。

イ 民有地の緑化

緑あふれる潤いのある街並みを形成するためには、都市公園等の整備とともに市街地の過半を占める民有地の緑化が重要であり、そのための施策として以下のものがあります。

表 9-2-9 都市公園等の現況

公園の種類、種別		箇所数	面積 (ha)	都市計画区域内 人口1人当たりの 公園面積 (㎡/人)
住区基幹公園	街区公園	3,872	914.54	1.23
	近隣公園	340	586.32	0.79
	地区公園	92	483.47	0.65
都市基幹公園	総合公園	43	844.44	1.13
	運動公園	48	594.89	0.80
特殊公園	風致公園	20	308.77	0.41
	動植物公園	5	163.54	0.22
	歴史公園	21	34.36	0.05
	墓園	12	168.53	0.23
大規模公園	広域公園	10	862.41	1.16
国営公園		1	109.88	0.15
緩衝緑地		10	75.48	0.10
都市緑地		347	624.72	0.84
都市市林		1	0.94	0.00
緑道		64	161.86	0.22
広場公園		61	5.98	0.01
都市公園合計		4,947	5,940.12	7.98
市民緑地	契約市民緑地	12	5.21	0.01
	認定市民緑地	1	2.13	0.00
	合計	13	7.34	0.01
都市公園等合計		4,960	5,947.46	7.99

(注) 2022年3月末現在

(資料) 都市公園等整備現況調査

(ア) あいち森と緑づくり事業

県は、あいち森と緑づくり税を財源に、都市緑化事業も行っています。(詳細は本章6(2)都市緑化を参照)

(イ) 都市緑化基金

県民の手による都市の緑化を推進するため、県

は、市町村都市緑化基金への助成、普及啓発活動を行う「愛知県都市緑化基金」の造成を行っています。2022年度末の造成額は約8億1,126万円であり、運用益により市町村を通じ、保存樹、保存樹林の維持管理などの助成を行っています。また、1989年より「あいち都市緑化フェア」を開催し、

緑に親しむ各種プログラムを通して、都市緑化の普及啓発活動を行っています。

(ウ) 緑地協定（都市緑地法）

緑地協定は、良好な住環境を確保することを目的として、一定規模の区域内の土地所有者全員の合意により自らの土地に植栽する樹木の種類や場所、垣根の構造などを定め市町村長の認可を受ける制度です（2022年度末：4市17協定）。

(3) 緑化の推進に関する普及・啓発等【森林保全課】

ア 緑化運動の推進

緑豊かで活力のある県土を築くため、県は、(公社)愛知県緑化推進委員会や市町村等と協力して、県民参加の緑化運動を展開するなど緑化思想の普及啓発に努めています。

2022年度は、「春の緑化強調期間」（4月1日～5月31日）及び「秋の緑化強調期間」（9月1日～11月15日）を設定し、各種の啓発運動を実施するとともに、強調期間中に県民と緑とのふれあいを促進する啓発行事を5日間開催しました。

イ みどりの少年団の育成

次代を担う青少年が、自然とのふれ合いを通じて緑の大切さを体験し情操豊かな人間に育つよう、県は、(公社)愛知県緑化推進委員会と協力して「みどりの少年団」の育成に努めています。2023年3月31日現在、県内では79団4,601人のみどりの少年団が活動しています。

ウ 緑に関する技術・知識の普及指導

緑化を積極的に推進するために必要な知識の向上を図るため、県は、愛知県緑化センターにおいて、県・市町村・学校・企業・みどりの少年団及び一般県民を対象とした緑化研修・みどりの教室・野外教室等を実施しました（2022年度は延べ49日、受講者延べ2,158人）。また、一般県民が緑化に関する技術・知識を得られるよう緑化相談コーナーを設置して相談指導に当たりました（2022年度は相談件数2,135件）。

さらに、植木の生産振興を図るため、愛知県植木センターにおいて、植木生産者・造園業者に対する技術研修（2022年度は延べ73日、受講者延

べ1,736人）、植木生産、植栽木管理等の相談に対する指導を行いました（2022年度は相談件数119件）。

5 森林・里山・農地の保全等

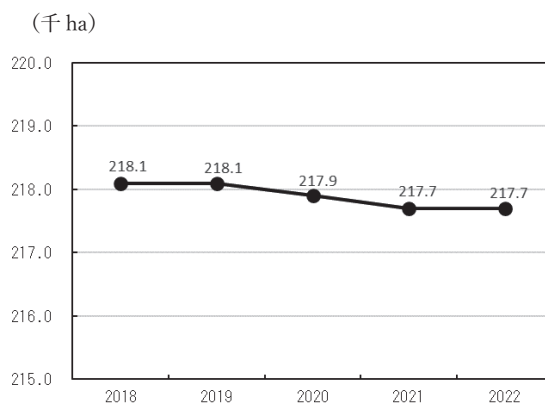
(1) 森林の保全等

ア 森林の現況【林務課】

本県の森林面積は約22万haで、これは県土面積の約42%を占めています。

なお、森林面積の推移は図9-2-2のとおりで、他用途への転用により減少傾向にあります。

図9-2-2 森林面積の推移（愛知県）



(資料) 農林基盤局調べ

イ 森林の整備

(ア) 造林・間伐対策の推進【森と緑づくり推進室】

県は、森林の持つ機能を高度に発揮させるため、間伐などを行っています。また、植栽から下刈、間伐などを行う森林整備や、快適かつ安全に森林・林業に親しんだり、保健、文化、教育的機能を享受したりする活動に助成をしています。

特に、間伐は造林木の健全な育成に不可欠であり、森林の土壌の中に水を蓄え、少しずつ川へ流す水源のかん養の働きや、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収等の公益的機能が強い森林を造成する上において、極めて大切な作業です。

2022年度は、造林補助事業等により2,478haの間伐を実施、助成するなど、森林整備の推進に努めました。

(イ) 治山事業の推進【森林保全課】

県では、山地における崩壊地の復旧、荒廃の未然防止、森林の持つ水源かん養等の公益的機能の

向上及び生活環境の保全等を図るため、2022年度、公共治山事業を44か所で実施しました。また、単県治山事業により、小規模な荒廃地の復旧・予防等を103か所で実施し、森林の保全・整備に努めました。



簡易法柢工（豊田市）

（ウ）水源基金による森林整備の推進【水資源課】

県は、1977年度に、矢作川流域や豊川流域の関係市町村と協力して（公財）矢作川水源基金と（公財）豊川水源基金を設置し、上流域の水源林の保全・整備に取り組んでおり、各基金では2021年度から2025年度までの5か年を事業期間とする「第9期水源林対策事業」を実施しています。2022年度には、上流域の市町村等が実施する間伐（約339ha）や作業路新設などの事業に対して基金から助成しており、その財源の一部を県が負担しています。

（エ）企業の森づくり【林務課】

県では、2007年度から「企業の森づくり事業」を実施しています。この事業は、県と協定を締結した企業が県有林において社会貢献活動を目的とした森林整備・保全活動を行うもので、2022年度末時点で14社の企業と協定を締結しています。活動の内容は、社員やその家族による間伐や枝打ちなどの森林整備を行うとともに、森林環境に関する学習活動などにも取り組んでおり、県と企業の連携や参加者の情報交換・交流を通じた森づくりを目指しています。

ウ 森林の開発規制【森林保全課】

保安林は私たちの暮らしを守るために重要な役割を果たす森林であり、やむを得ない事情がある場合を除いて開発は認められていません。

また、保安林以外の森林の開発は、周辺の地域に災害等を発生させるようなことがないよう1ha

（2023年度より太陽光発電設備の設置の場合は0.5ha）を超える場合に県の許可が必要となります。

（2）里山の保全等【森林保全課、環境活動推進課、自然環境課】

里山は、希少種を含む多くの動植物の生息・生育の場であるとともに、身近な自然とのふれあいや環境学習の場としての役割も担っています。

かつて里山は、薪炭や肥料を得るため利用されることにより維持されてきました。しかし、化石燃料の普及などに伴い、次第に人の手が入らなくなり荒廃が進んでいます。

このため、愛知万博の原点ともいえる「海上の森」の保全・活用を図るとともに、森林や里山に関する学習・交流の拠点として、愛知万博の瀬戸愛知県館を改修した本館と周辺森林内の遊歩施設からなるあいち海上の森センターを2006年9月にオープンし、県民参加のもと、里山の保全と活用に向けた様々な事業に取り組んでいます。

また、「あいち森と緑づくり事業」により、里山の保全・再生などに取り組む団体の活動を支援しています。



あいち海上の森センター

ア あいち海上の森センターでの先導的な取組の推進【森林保全課】

あいち海上の森センターでは、海上の森を愛知万博記念の森として保全するため、人工林の間伐や農地の管理などを実施するとともに、海上の森の自然や森林・里山に関する展示、自然環境調査及び情報の発信を行っています。

また、森林や里山への理解を深めるため、親子で里山に親しみ、森の手入れや里山管理を体験する「里と森の教室」、親子で森の楽しさやおもしろ

さを学ぶ「海上の森キッズアカデミー」などの「海上の森体験学習プログラム」を実施しています（2022年度の参加者延べ303人）。

イ 海上の森アカデミーの開催【森林保全課】

森林や里山保全の実践者・指導者を育成するため、あいち海上の森センターが「海上の森アカデミー」（2022年度は「森女養成」、「森の自然教育」、「里山暮らし」の3コース）を開催し、27人が修了しました。



海上の森アカデミー（森女養成）

（3）農地の保全等【農業振興課、農業経営課、農地計画課】

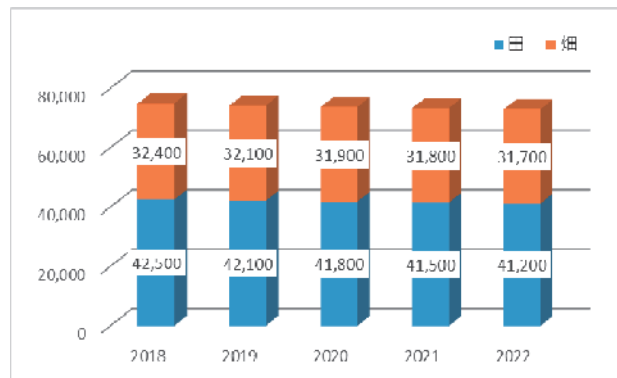
農地や農業水利施設は、食料の生産基盤として大きな役割を果たしていますが、そのほかにも、自然環境の維持を始め、洪水・山崩れ・土砂流出の防止、水源のかん養、水質浄化などの様々な機能を有しています。特に都市部で生活する人々にとっては、「ゆとり」や「やすらぎ」の場としての評価も高まってきています。

このように、農地や農業水利施設は多面的な機能を持つことから、その保全や有効利用を図っていく必要があります。

ア 農地の現況【農業振興課】

2023年2月27日現在、本県の耕地面積は72,900ha（うち田41,00ha、畑31,700ha）で、農地以外への転用等によって耕地面積は減少傾向にあります（図9-2-3）。

図9-2-3 耕地面積の推移（愛知県）



（注）四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。
単位はha

（資料）農林水産省調べ

イ 農地の転用制限【農業振興課】

秩序ある土地利用を図るため、農地法では、農地を農地以外の用途に転用する場合には原則として知事等の許可を要して、農地の転用を制限しています。特に、農業振興地域の整備に関する法律により定められた農用区域内の農地（集团的優良農地、土地改良事業等の公共投資の対象となった農地等）の転用は厳しく制限されています。

農地の転用面積は、1992年の1,376haをピークとして減少傾向にあり、2022年は606haとなっています。このうち、市街化区域外の農地を対象とした許可面積は275ha、市街化区域内の農地を対象とした農業委員会への届出面積は316haとなっています。なお、転用用途としては「住宅用地」の割合が最も多く、40%となっています。

ウ 環境保全型農業の推進【農業経営課】

県は、環境の保全と農産物の安全確保を目指す「愛知県環境と安全に配慮した農業に関する実施方針」により、市町村及び関係団体と一体となって、有機質資材の適正な利用、病害虫抵抗性品種の開発・利用、病害虫発生予察の活用、天敵、性フェロモンの利用等、化学肥料・化学合成農薬の低減を促すほか、家畜排泄物の堆肥化を図り、土づくりへの利用を促進しています。

こうした化学肥料・化学合成農薬の低減、有機物による土づくりに一体的に取り組もうとする農業者を、県では「エコファーマー」として認定（2022年度末：1,274名）しています。

また、食品安全、労働安全等とともに環境保全を主な目的として、農業生産活動を行う上でのチェック項目について PDCA サイクルの手法を取り入れて改善を行う GAP（Good Agricultural Practice）を推進しています。

エ 農業農村多面的機能支払事業の推進【農地計画課】

農村地域の農地や農業水利施設は、農家の高齢化や混住化等により、適切な保全が困難になりつつあり、また、県民の価値観がゆとりや安らぎを求める傾向に変化し、農業生産についても環境保全を重視することが求められています。

このため、県は、地域ぐるみで農村地域における農地や農業水利施設を守る取組を行う地元活動組織に対して 2007 年度から支援しています。

2022 年度は、農家や自治会などで構成する県内 394 の活動組織が、水路の草刈りや泥上げ、農業体験を通じた環境学習、農道沿いの植栽、生態系調査、外来種の駆除などの取組を行いました。



小学生と生き物調査
（活動組織「高棚環境向上委員会」（安城市））

オ 環境保全型農業直接支援対策の推進【農業経営課】

県では、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、2011 年度から環境保全型農業の取組に対して幅広く支援する「環境保全型農業直接支援対策」を実施しています。

カ 農業用ため池の保全【農地計画課】

かんがい用の水源として造られたため池は、大雨の際の洪水調節の機能を持つほか、豊かな水辺環境を形成し多種多様な生きものすみかを提供

するなど、多くの重要な役割を果たしています。

このような役割を果たすため池を保全するため、県は、2007 年 4 月に「愛知県ため池保全構想」を策定しました。この構想では、ため池の歴史や生い立ち、多面的機能を啓発するとともに、行政と地域が連携を図り、さらに多面的機能を維持・増進させ、ため池の保全を図ることとしています。

また、2019 年 7 月には、農業用ため池の適正な管理及び保全のための体制整備により、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止することを目的として農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行され、以後、県は「愛知県農業用ため池連絡調整会議」を設置し、関係市町・土地改良事業団体連合会と意見交換及び情報共有を行っています。

今後とも、地域住民の方も参加する池干しでの生き物調査や、県政お届け講座「水土里のオアシス ため池 ～その秘密に迫る～」によるため池の役割、多面的機能等の説明を通し、ため池の大切さを PR しています。



県政お届け講座で多面的機能を紹介

（４）大規模な宅地の造成などの規制【自然環境課】

自然環境の破壊防止及び植生の回復を図るため、自然環境保全条例により、自然公園、自然環境保全地域、特別緑地保全地区等の区域を除いた区域における 1 ha を超える大規模な宅地の造成等の行為については、知事への届出が義務付けられています。2022 年度は 90 件の届出がありました。

（５）都市における自然環境の保全【公園緑地課、都市計画課】

緑豊かな都市環境の形成を図るためには、公園整備のように積極的に緑を作り出していくとともに

に、残されている緑を保全することも必要です。

県は、樹林・水辺などを公園・緑地域に取り込み、保全緑地又は人の利用できる緑地として整備を図っているほか、特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区の決定に係る調整などにより、都市計画の観点からの保全策を進めています。

(6) 都市と農山漁村の交流の促進

ア 地産地消の推進【食育消費流通課】

「生産者の顔の見える農林水産物」を求める消費者の声が高まりつつあり、その地域で生産されたものをその地域で消費する「地産地消」の取組が広がっています。併せて、「地産地消」は生産地から食卓までの距離が短く、環境にも優しい取組として注目されています。

県は、1998年度から「地産地消」に関する取組として、県内の消費者と生産者との「いい友」関係を築き交流を深めてもらうとともに、県民の方々に地元の農林水産物を積極的に購入したり利用したりしてもらうことを目的とする「いいともあいち運動」を展開しています。

この運動を進めるため、趣旨に賛同する生産から流通、消費等にかかわる方を会員とし、会員相互の連携による活動を高めるネットワーク(1,723会員、2022年度末)づくりや、地元の農林水産物を積極的に販売・利用いただく店舗を「いいともあいち推進店」(1,202店舗、2022年度末)として登録しています。

また、県産農林水産物の

消費を促進するため、県産農林水産物を使った商品にいいともあいち運動のシンボルマークを表示する取組の推進や、いいともあいち体感フェアを実施し県産農林水産物等のPRに取り組みました。

SDGs や環境負荷低減に対する関心が高まる中、SDGs の理念にも合致するいいともあいち運動の認知度向上、県産農林水産物の利用拡大に取り組んでいきます。

イ グリーン・ツーリズムの推進【農業振興課】

「グリーン・ツーリズム」とは、緑豊かな農山

村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。

県では、2016年度から県産農林水産物等を活用し、食と花をテーマとして地域活性化と観光振興に向けた活動を行う地域を「食と花の街道」として認定し、農林水産業の振興と都市農村交流を図っています(18街道、2022年度末)。

また、農林漁業体験施設などの都市農村交流資源をデータベース化するとともに、それぞれの資源を組み合わせたモデルルートを作成、Webページにより広く紹介しています。

ウ エコツーリズムの推進【自然環境課】

「エコツーリズム」とは、観光旅行者が、動植物の生息・生育地や、自然環境と深くかかわる生活文化などの自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、その保護に配慮しつつ触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動のことです。

エコツーリズム推進法(2008年4月施行)及び同法に基づく「エコツーリズム推進基本方針(2008年6月閣議決定)」により、総合的・効果的な推進が図られています。

6 あいち森と緑づくり事業とあいち森と緑づくり税【税務課、森と緑づくり推進室】

森と緑は、地球温暖化の防止、水源のかん養、生物多様性の保全、災害防止など公益的機能を有しています。県内には、三河山間部を中心とする森林、名古屋圏を中心とする都市の緑、その中間に位置する里山と、様々な形で森と緑が存在していますが、近年の手入れ不足の森林の増加や都市の緑の減少・喪失に伴い、その公益的機能の低下が危惧されています。

県は、森と緑を「県民共有の財産」として位置づけ、「森林(人工林)」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するため、「あいち森と緑づくり事業」を実施しています。この事業の推進に必要な財源を確保するため、県は「あいち森と緑づくり税」を創設することとし、2008年2月県議会において、税を賦課徴収するためのあいち森と緑づくり税条



いいともあいち運動
シンボルマーク

例と、使途の明確化を図るとともに寄附金を受け入れるための**あいち森と緑づくり基金条例**を制定しました。あいち森と緑づくり税は、2009年度から県民・企業の方々に負担いただいています。

(1) 森林（人工林・里山林）整備事業【森と緑づくり推進室】

人工林整備として、林業活動では整備が困難な人工林を対象に、2022年度は岡崎市始め10市町村において、1,185haの間伐を実施した他、高齢化した人工林の若返りについても取り組みました。里山林整備として、放置された都市近郊の里山林を対象に、2022年度は小牧市始め7市町の7か所で実施しました。



人工林整備（新城市）

(2) 都市緑化【公園緑地課、道路維持課】

都市の緑化を目的とする事業には市町村及び市民団体等が行う次の4つの事業があります。

- ① 身近な緑づくり事業:市街地やその近郊で既存樹木の保全や新たな緑地の創出を行う。
- ② 緑の街並み推進事業:市街地やその近郊で民有地の建物や敷地の緑化及び園路整備等を行う。
- ③ 美しい並木道再生事業:都市の顔となる地区で美しい並木道を再生する。
- ④ 県民参加緑づくり事業:県民参加による樹林地整備やビオトープづくりなどの緑づくり活動や都市緑化の普及啓発への支援や講師の派遣を行う。

2022年度は、名古屋市、春日井市、大府市を始め県内41市町に交付金を交付し、県民参加緑づくり事業では延べ約28,000人が約9,600本の植樹を行いました。



県民参加緑づくり事業（弥富市）

(3) 環境活動・環境学習の推進【環境活動推進課、自然環境課】

NPO、地域団体や市町村等が実施する自発的な森と緑の保全活動や環境学習を支援するため、次のような活動に対し、交付金を交付しています。

- 多様な生態系の保全や、ふれあいの場の創出など、健全な緑の保全・育成を実施する「環境保全活動」
- 水と緑の恵みや森林文化、森林生態系保全について学ぶ「環境学習」
- 緑のカーテンの育成などを通じて太陽や自然の恵みを学ぶ「緑の教室」

2022年度は102団体の103事業が交付対象となり、延べ約55,000人以上の方が活動に参加しました。

また2014年度からは、多様な主体の協働による生態系ネットワーク形成の取組を新たに対象事業に加え支援しています。2022年度は、人工林の広葉樹林化、企業内緑地を活用したビオトープの創出等の事業が県内の3つの地域（知多半島、西三河、新城設楽）で実施されました。



環境活動・学習推進事業

(4) 普及啓発【林務課、森林保全課】

都市部の木造・木質化を通じて、森林整備の意義や木材利用の効果について普及啓発を進めるため、PR効果の高い民間施設等での県産木材利用を支援する「木の香る都市づくり事業」を2019年度から実施しており、2022年度はオフィス、福祉施設など12施設に支援しました。



木造オフィス（名古屋市）

また、小中学生に対し、学校等の樹木を木材として活用するとともに、植栽によって再生させる体験活動を支援する取組を2019年度から開始し、2022年度は5校で実施しました。

その他、森と緑の重要性、整備の必要性等について理解促進のため、森と緑づくり体感イベントの実施、Web ページでの公表、コンビニエンスストアや各種イベント時のポスター掲示やパンフレット設置・配布、SNS を利用した広報等を行いました。

7 景観、温泉、天然記念物等

(1) 美しい景観の形成【公園緑地課】

近年、産業や社会構造の変化に伴い人々の生活や景観に対する意識が変わり、地域のまちづくりに積極的に参加する人々が増えつつあります。また、企業においても、地域の景観形成への貢献を企業の社会的責任として認識し、緑化や建築物のデザイン、屋外広告物への配慮等、景観形成に向けた主体的かつ積極的な取組が始まっています。

しかし、まちの様子を見てみると、形態や意匠等が不ぞろいなまちなみ等が見られるところもあります。このような状況を放置すれば地域の魅力的な景観が徐々に失われていくのではないかと懸念されています。

国は、2003年に策定した「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観形成を国政上の重要

課題として位置づけ、2004年には、美しい景観・豊かな緑の形成を促進するための景観緑三法を整備しました。

県は、2006年3月、景観形成に関する基本的な考えを示す「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、同時に、その基本理念及び施策の基本となる事項を定めた「美しい愛知づくり条例」を制定しました。

そして、この基本方針を踏まえるとともに、条例に基づき、美しい愛知づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2007年3月に「美しい愛知づくり基本計画」を策定し、総合的な景観施策を実施しています。

2022年度には、良好な景観形成に関する取組の一環として、愛知まちなみ建築賞、美しい愛知づくり講演会、環境デザイン夏季講座等の普及啓発活動等を実施しました。

(2) 温泉資源の保護と可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の利用【自然環境課】

ア 温泉法に基づく許認可等

温泉法は、温泉を保護するとともに、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、その適正な利用を図ることを目的としています。県は、温泉の掘削などについて、温泉のゆう出量、温度若しくは成分、その他公益を害するおそれに関する実地調査や市町村への意見照会などにより審査し、愛知県環境審議会の意見を聞いた上で許可しています。

温泉法に基づく2022年度の許可件数は、温泉の掘削2件、動力装置の設置2件、温泉の採取2件、温泉の利用15件（保健所設置市の許可件数を除く。）で、本県の温泉源泉は135か所となっています（表9-2-10）。

表 9-2-10 温泉源泉数

(単位：か所)

所管別	利用源泉数			未利用源泉数			源泉数
	自噴	動力	計	自噴	動力	計	
愛知県(保健所設置市除く。)	2	60	62	6	22	28	90
名古屋市	1	14	15	1	2	3	18
豊橋市	0	0	0	0	1	1	1
岡崎市	0	1	1	0	1	1	2
一宮市	0	2	2	0	1	1	3
豊田市	6	7	13	6	2	8	21
計	9	84	93	13	29	42	135

(注) 2022年3月末現在
(資料) 環境局調べ

イ 立入検査

源泉及び温泉利用施設について、温泉採取に伴う適切な災害の防止対策と温泉の適正な利用がなされているかどうかを確認するため、定期的に立入検査を行っています。

(3) 史跡・名勝・天然記念物の保護【文化財室】

文化財保護法及び愛知県文化財保護条例では、遺跡のうち歴史上・学術上価値の高いものを「史跡」として、庭園その他自然風景地のうち芸術上・観賞上価値の高いものを「名勝」として、動植物・地質鉱物のうち学術上価値の高いものを「天然記念物」として指定し、その保護を図っています(表 9-2-11)。

これらの指定文化財については現状での保護を原則としており、環境整備や状況調査等を含め、現状を変更する場合及びその保存に影響を及ぼす行為を実施する場合には、あらかじめ文化庁長官あるいは県知事又は市の文化財保護部局の許可を受ける必要があります。

2022年度には、文化庁長官の許可による現状変更が45件、県知事の許可による現状変更が22件(国指定2件、県指定20件)ありました。

また、文化財の現状や日常の管理のあり方を把握するため、県は、県内各地に58名の文化財保護指導委員を委嘱し、定期的にパトロールを実施し

てもらおうとともに、委員からの報告に基づき適宜適切な措置を講じています。

表 9-2-11 史跡・名勝・天然記念物の指定状況

(単位：件)

指定区分	史跡	名勝	天然記念物	計
国指定	40	6	27	73
県指定	43	5	65	113
計	83	11	92	186

(注) 2023年3月末現在
(資料) 県民文化局調べ



国指定史跡断夫山古墳(名古屋市)

一方、文化財を保護することは、魅力ある歴史的環境を創出し、文化的感性豊かな社会を形成することでもあります。このため、県は、文化財保護指導委員を通じた市町村の保護活動の支援、文化財の保護事業や啓発活動に努めています。

第3節 生物多様性の保全と施策

1 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた総合的取組の推移【自然環境課】

(1) 世界の動きと国の取組

1992年に採択された**生物多様性条約**は、第6条において生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略の策定を各国に求めています。これに対して国は、1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これを順次改訂しています。

2008年6月には**生物多様性基本法**が施行され、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則とその方向性を示すことにより関連する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

そして、2010年10月には、環境分野としては世界最大規模の国際会議である**生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）**が愛知・名古屋で開催され、生物多様性に関する2020年に向けた世界目標として「**愛知目標**」が採択されました。この愛知目標では、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020年までに生物多様性の損失を止めるため効果的かつ緊急の行動を実施するという目標が掲げられました。

2021年6月にはG7サミットにおいて、G7各国は自国での30by30*を進めることで合意しました。これを受けて、国では、30by30の国内達成に向けたロードマップを2022年4月に策定・公表するとともに、産民官による30by30アライアンス（有志連合）を設立しました。

2022年12月には15回目となる生物多様性条約締約国会議（COP15）第2部が開催され、「愛知目標」に代わる新たな世界目標として「**昆明・モン**^{こんめい}**トリオール生物多様性枠組**」が採択されました。我が国でもこの世界目標を踏まえ、「**生物多様性国家戦略2023-2030**」を2023年3月に策定しています。この戦略は、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を掲げ、その実現に向けた5つの基本戦略と、基本戦略ごとに15の状態目標（あるべき姿）と25の行動目標（なすべき行動）を設定しています。

*30by30とは2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。G7サミットにおいて合意されたのち、COP15において採択された「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」の目標の1つとなりました。

(2) 県の取組

県では、1973年に、高度経済成長期の乱開発から自然環境を保護することを目的とする**自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例**を制定しました。その後、自然環境を取り巻く状況が変化したことから、県は、生物多様性を施策の基本理念に位置づけ、多様な生物が生息・生育できる生態系ネットワークの維持・形成、本県特有の希少野生動植物種の保護など、新たな政策を追加する条例改正を2008年に行いました。

2013年3月には、COP10で採択された「**愛知目標**」を踏まえ、「**あいち生物多様性戦略2020**」（以下、本節において「**戦略2020**」という。）を策定しました。戦略2020では「生態系ネットワーク」と「あいちミティゲーション」を両輪とする「あいち方式」を提唱し、これに基づいて各地に生態系ネットワーク協議会を設立するなど、多様な主体のコラボレーションによる取組の促進を進めました。

そして、この戦略2020の目標期間の終了に伴い、COP10から10年を経た本県の状況を総括し、2030年に向けて持続可能な社会の発展に資するため、2021年2月、新たに「**あいち生物多様性戦略2030**」を策定しました。

この新たな戦略では、2050年に向けた長期目標として「人と自然が共生するあいち」の実現を掲げており、2030年に向けた目標を、「生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、その回復に転じる」と定めています。また、戦略2020の「あいち方式」を発展させた「**あいち方式2030**」を中核的な取組方針としつつ、「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を戦略の柱に据え、生物多様性の保全を進めることとしてい

ます。

2 各主体との連携・取組促進【自然環境課】

(1) 生態系ネットワーク協議会との連携

戦略が掲げる長期目標「人と自然が共生するあいち」とは、本来その場所にいるべき野生の生きものと人が共に生きていける状態です。

この目標を実現するためには、開発などで分断・孤立した生物の生息生育空間を緑地などでつなぎ、豊かな生物多様性をもった地域を作り上げる「生態系ネットワークの形成」が必要となります。

そのため、「あいち方式 2030」においては、この「生態系ネットワークの形成」を柱の1つとして掲げており、県では、これに基づいて、県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体に

よる共通の目標のもとでのコラボレーション（協働）を促すとともに、人々の生物多様性への意識を高めることに努めています。

その具体的な手段の一つが生態系ネットワーク協議会の設立であり、2011年から2016年にかけて県内9地域で協議会が設立されました。（表9-3-1）。

各協議会においては、あいち森と緑づくり税を活用するなどし、多様な主体の協働による生態系ネットワーク形成の取組が活発に行われています。

県では協議会間の連携と、県全体での生態系ネットワーク形成を促進するため、9つの協議会に参加している団体等の相互交流を図る「地区間交流会」を毎年1回開催しています。

表 9-3-1 各協議会の取組テーマと構成団体

協議会名	設立年月	取組テーマ	会長（所属） （敬称略）	構 成 員					計
				大学等	企業等	農林漁業 団体	NPO等	行政	
知多半島	2011. 1	ごんぎつねと住める知多半島を創ろう	大東憲二（大同大学教授）	3	14	-	10	11	38
東部丘陵	2011. 3	23大学が先導する、ギフトショウやトンボの舞うまちづくり	吉田耕治（金城学院大学准教授）	23	6	-	3	11	43
西三河	2011. 3	最先端のものづくりと最先端のエコロジーが好循環する暮らしを目指して	武田 穰（名古屋大学名誉教授）	6	10	2	10	8	36
尾張北部	2013. 10	「くうらやま」の豊かな自然を再発見しよう	林 進（犬山里山学研究所理事長）	2	3	-	8	5	18
新城設楽	2013. 10	樹を活かす、地域を活かす、森のちからと人の営みが調和する奥三河	功刀由紀子（愛知大学名誉教授）	1	7	-	9	5	22
東三河	2014. 2	穂の国いきものがたり 子どもたちへ水と緑でつなげよう	梶野保光（東三河自然観察会理事）	4	14	-	10	5	33
渥美半島	2015. 1	海と大地の恵みを活かし、人と自然を未来につなぐ渥美半島の創造	後藤尚弘（東洋大学教授）	3	9	1	19	3	35
西三河南部	2016. 2	きらきら光る 碧い海 ～西三河沿岸が育む生きものたちのつながり～	谷地俊二（人間環境大学准教授）	3	9	4	6	4	26
尾張西部	2016. 11	サギやケリの舞う生命（いのち）豊かな尾張平野をめざして	長谷川明子（ピオトープ・ネットワーク中部会長）	3	11	-	16	18	48
合計				48	83	7	91	70	299

2023年3月31日現在

(2) 県民の取組促進

生物多様性保全活動の輪を広げるため、本県では「あいち生物多様性サポーターズ登録制度」を2021年度末に創設しました。

また、里山・湿地などで保全活動を担う方を養成する「あいち生物多様性保全担い手養成講座」を2022年度から開始しました。

県民や市民団体、事業者等による生物多様性の保全活動の輪を広げ、生物多様性の主流化を加速するため、「あいち生物多様性サポーターズ登録制度」を2021年度末に創設しました。

自然や生きものに関心のある「個人サポーター」と県内で生物多様性保全に取り組んでいる市民団体や事業者などの「団体サポーター」を募集しています。2023年9月末現在、「個人サポーター」の登録者数は278、「団体サポーター」の登録者数は25となっています。

登録された方には、県からあいちの自然やイベントなどの情報をメールマガジンで提供しています。「団体サポーター」は、自らの活動をメールマガジンでPRすることもできます。

サポーターの登録方法は、県Webページ「あいち生きものステーション」(<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/ikimono/index.html>)を御覧ください。



あいち生物多様性サポーターズの募集チラシ

里山・湿地などで環境保全活動を行う保全団体等の担い手不足が課題となっています。

そのため、県では、保全活動に関心の高い方を募集し、今後の保全活動を担う方を養成する講座を2022年度から開始しました。

2022年度は、生物多様性保全の必要性を学ぶ基礎講座や、実際に保全活動が実施されている現場で適切な管理手法を学ぶフィールドワークとともに、受講者自身が保全活動の中で抱える悩みや各活動分野における課題をテーマにしたワークショップも実施しました。このワークショップでは、参加者は各班に分かれて専門家の助言を得ながら対応策を導き出すとともに、班単位で発表することで、その対応策を全員で共有しました。養成講座は連続講座のため、仲間づくりや交流の場にもなっています。受講者の皆さんが県内の保全活動を支える担い手として活躍されることを期待しています。



受講者の皆さん

<2022年度の講座内容>

第1回：湿地講座（座学・フィールドワーク）

『湧水湿地の保全管理の最前線』

講師 愛知学院大学 准教授 富田 啓介氏

『老町田湿地の保全活動の創意工夫の歴史』

講師 老町田湿地を守る会 会長 畠 烈氏

日時 10月23日(日) 10:00～15:30

会場 老町田湿地（武豊町）、武豊町歴史民俗資料館



湿地講座（フィールドワーク）

第2回：基礎講座（座学）

『なぜ生物多様性を保全するのか？を考える。』

講師 名古屋工業大学 教授 増田 理子氏

日時 11月20日(日) 13:00～16:30

会場 名古屋市農業センター（天白区）



ワークショップ後の発表

第3回：里山講座（座学・フィールドワーク）

『里地里山の保全管理の最前線』

講師 岐阜県立森林文化アカデミー 准教授 玉木 一郎氏

日時 12月10日(土) 10:00～15:30

会場 海上の森、あいち海上の森センター（瀬戸市）



里山講座（フィールドワーク）

(3) ユースとの連携

生物多様性の保全を継続的に促進し、持続可能な社会の構築につなげるためには、次代を担うユース世代の活動への参画が重要になります。県では、SDGsの視点も踏まえ、ユースを中心とした多様な主体の連携を促進するため、ユースの活動を支援する「生物多様性あいち学生プロジェクト」を2019年度より進めています。この取組で立ち上がったオール愛知のユース組織「GAIA」が、2022年度においても、県内各地で生物多様性に係る情報発信に取り組みました。



美浜町での竹林整備体験

(4) 企業の取組促進

産業活動が盛んな本県では、これまでも各企業が独自にビオトープ整備や外来種駆除等などの生物多様性の保全に関する取組を実施してきたほか、多様な主体が連携する生態系ネットワーク協議会においても地域の担い手の一員として重要な役割を果たしてきました。

県では、こうした企業による生物多様性保全に係る取組を更に促進するため、「あいち生物多様性企業認証制度」を2022年度に創設しています。(詳細は特集記事を参照)

3 国内外との連携【自然環境課】

(1) 国内自治体間の連携・交流の促進

2010年10月に本県でCOP10が開催された際、これに合わせて、生物多様性の保全に取り組む各国の自治体の代表者らが集まる生物多様性国際自治体会議が開催されました。この会議では、「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」が採択され、生物多様性保全に関する地方自治体が果たすべき役割への期待が高まりました。これ

を受けて、COP10でも「都市と地方自治体の生物多様性に関する行動計画」が承認され、地方自治体の役割の重要性が明確化されました。

県ではこの自治体の役割に関する取組をさらに進め、全国の自治体に呼び掛けて2011年10月に生物多様性自治体ネットワークの設立に至りました。全国の自治体が都道府県、市町村の枠を超えて参画するこのネットワークは、自治体としての情報発信や成果の発表、他のセクターとの協働などを行うことを目的としており、2023年3月現在、県内の全54市町村を含む、北海道から沖縄までの191自治体が参画しています。

(2) 世界目標達成に向けた国際先進広域自治体連合による協働

COP10の開催地となった本県では、地域の取組から世界の生物多様性保全の流れを作り出すことを目指し、COP10開催後も引き続き国際社会へ向けた様々な取組を進めています。その一つが、COP10で採択された世界目標「愛知目標」の達成に積極的に貢献していくため、2016年8月に設立した「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」(以下、「GoLS」という。)です。

本県ではGoLSの事務局として各参加自治体の意見を取りまとめ、世界の首長らが集まる生物多様性国際自治体会議での発表やサイドイベントの開催等を通じ、広域自治体の役割の重要性について発信してきたほか、COPの補助機関会合において自治体の連携や行動の必要性等を締約国へ訴えてきました。さらに、COP等の議題に関連するテーマを切り口に、GoLSメンバーの取組をまとめた報告書を作成・配布し、世界のサブナショナル政府の取組の活性化に貢献しながら、メンバーそれぞれの取組の向上につなげてきました。

生物多様性の保全における自治体の役割の重要性に関する認識を促そうとする動きは世界的なものとなり、2020年の目標年次を迎えて「愛知目標」の次の目標が決まるCOP15に向けて、GoLSを始め世界中の様々な自治体が連携し、自治体の重要性を訴える取組が活発化しました。

その成果として、2022年12月にカナダ・モントリオールで開催されたCOP15において更新版自治体行動計画が承認され、自治体の役割の重要性が再度、国際的に認められることとなりました。なお、GoLSはCOP15を契機にその名称を「世界目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」(略称は「GoLS」のまま。)と改め、引き続き、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に貢献していくこととしています。



GoLSで作成した報告書

【GoLS (Group of Leading Subnational Governments toward Global Biodiversity Targets) の概要】

[設立] 2016年8月

[目的] 生物多様性分野での交流・連携を図ることで、相互に触発し合い取組のさらなる強化を目指す。GoLSのリーダーシップにより、世界各地域のサブナショナル政府(州、地域、県など)に対し、取組の活性化を促す。

[メンバー] 愛知県、メキシコ州政府連合^{※1}、カンパチェ州(メキシコ)、カタルーニャ州(スペイン)、江原道(韓国)、江蘇省(中国)、オンタリオ州(カナダ)、ケベック州(カナダ)、サンパウロ州(ブラジル)

[支援団体] Regions4^{※2}、イクレイ^{※3}、生物多様性条約事務局

※1 メキシコ国内の全32州が参加する組織

※2 サブナショナル政府の連携組織

※3 地方自治体の連携組織

(3) 海外自治体との学生交流

県では海外の自治体と環境に関する協定等を締結し、それら協定締結先自治体との連携を通じて、生物多様性をテーマにした若者による交流プログラムを実施しています。これは、若者がそれぞれに進めている生物多様性保全についての取組を互いに発表し、学び合うものです。

特にブラジル・サンパウロ州のユースとの交流はコロナ禍の中で始まり、初年度の2021年度においては両地域のユースが生物多様性保全の取組や課題解決についてオンラインで互いに発表し、意見交換を行いました。2年目となる2022年度は両地域に関連の深い「沿岸・海洋における生態系の回復」をテーマに据え、11月と1月の2回にわたって前回同様オンラインで事例を共有し、意見を交換しました。これらの交流のなかで得られた成果は、日本側の参加者により2023年3月に開催された「生物多様性ユース会議」で発表されています。

過去の取組実績	
2018年8月	江原道(韓国)から大学生4名を受入れ、現地視察(大学施設、豊田市内湿地等)や学生交流を実施
2019年8月	県内大学生5名を江蘇省(中国)に派遣し、現地視察(大学施設、自然保護区等)や学生交流を実施
2019年9月	県内大学生5名を江原道(韓国)に派遣し、現地視察(大学演習林、フラワーガーデン等)や学生交流を実施



サンパウロ州のユースによる発表